

Weekly Report

第681号
令和5年1月16日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

医療費控除の対象になる医療費とは

医療費控除は、1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円(所得金額200万円未満の方は、その5%)を超える場合に、超えた金額(最高200万円)を所得控除できる制度です(セルフメディケーション税制との選択適用)。

なお、医療費を補填する保険金等がある場合は、補填の対象である医療費を限度として、支払った医療費から差し引きます。

◆医療費控除の対象になる費用、ならない費用

医療費控除の対象となる医療費は、医師等による診療・治療の費用や医薬品の購入費などで、病気の予防や健康維持のための費用は対象外となります。

◎市販医薬品の購入費用……風邪等を治療するための医薬品は対象ですが、ビタミン剤等は対象外です。

◎入院費用……入院の際の部屋代や食事代は対象ですが、寝具や洗面具などの身の回り品の購入費用は対象外です。なお、病状などにより個室を使

用する必要がある場合の差額ベッド代は対象です。

◎通院費用……電車やバスなどの交通機関を利用した場合は対象ですが、自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車場の料金は対象外です。

◎予防接種の費用……対象外です。

◎健康診断等の費用……対象外ですが、診断で発見された疾病を治療する場合は、治療費だけではなく健康診断等の費用も対象になります。

◎マッサージ・はり代……治療であれば対象ですが、健康維持の場合は対象外です。

◎自由診療の費用……保険適用の有無に関わらず治療であれば対象ですが、病状に応じた一般的な治療費を大きく上回る場合や、美容目的は対象外です。

インボイス発行事業者登録制度の見直し

インボイス制度(適格請求書等保存方式)が施行される本年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者が、申請期限(本年3月31日)後に登録申請書を提出する場合は期限内に提出が出来ないことについて「困難な事情」を記載することになっていました。

令和5年度税制改正によって、申請期限後に提出する登録申請書に「困難な事情」の記載は不要となり、本年9月30日までの申請については、本年10月1日を登録開始日として登録されることとなります。

なお、インボイス発行事業者の登録件数は昨年末時点で、198万9645件となっています。

経営者保証解除に向けた監督指針等の改正

金融庁は、経営者保証解除に向けて金融機関の監督指針等を改正し、本年4月から適用します。

金融機関は、経営者等との間で保証契約を締結する際に説明すべき内容として「どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかについて、債務者の状況に応じて個別具体的に説明を行う」ことが新たに求められます。

★納期の特例を受けている企業の源泉所得税(7月～12月分)の納付期限は1月20日(金)です。